



2007年5月23日 第2007-47号

【発行】J A M

【発行責任者】大山勝也

【編集】政策政治グループ

03-3451-2425

E-MAIL : [syakai@jam-union.jp](mailto:syakai@jam-union.jp)

## 規制改革会議「労働法制の見直し」に関する意見書を発表 規制緩和というよりワークルールの破壊を示唆

政府の規制改革会議は5月21日、「脱格差と活力をもたらす労働市場へ～労働法制の抜本の見直しを～」と題する意見書を発表。「労働者保護の色彩が強い現在の労働法制は、企業に正規雇用を敬遠させ、非正規雇用の増大につながっている」として、解雇権濫用法理や労働者派遣法の見直し、有期労働契約に対する制約の撤廃などを打ち出しています。

その内容と論調は、もはや雇用分野の規制緩和というより、ワークルールの徹底破壊、労働者保護の全面否定とも言えるものです。

連合は、ただちに古賀事務局長談話を発表し、「雇用の二極化の深刻化のもとで、いま求めら

れているワークルールやセーフティネットの強化に逆行するものであり、断じて認めることはできない」と厳しく批判しました。

### 厚生労働大臣も「不適切」

翌22日、参議院厚生労働委員会では「パート労働法改正案」が審議。質問にたった辻参議院議員（JAM準組織内議員）が、この意見書の内容は政府が提出しているパート労働法改正案と相反するものだ、厚生労働大臣の見解を質したところ、柳沢厚生労働大臣も「（意見書の内容は）不適切きわまる」と表明しました。

連合事務局長談話の概要は次の通りです。

### 規制改革会議の「労働法制見直し」意見書に関する談話（概要）

2007年5月22日

政府の規制改革会議が5月21日に発表した「脱格差と活力をもたらす労働市場へ～労働法制の抜本の見直しを～」と題する意見書は、解雇権濫用法理や労働者派遣法の見直し、有期労働契約に対する制約の撤廃など、雇用分野の一層の規制緩和の推進を打ち出している。

これらは、雇用の二極化の深刻化のもとで、いま求められているワークルールやセーフティネットの強化に逆行するものであり、断じて認めることはできない。

とくに見逃せないのは、「労働者の権利を強めればその労働者の保護が図られるという考えは誤っている」として、最低賃金の引き上げは賃金に見合う生産性を発揮できない労働者の失業をもたらす、女性労働者の権利を強化すると最初から雇用を手控えるなどの副作用が生じる、正規社員の解雇を規制することは非正規雇用へのシフトを企業に誘発する、一定期間継続した派遣労働者に対する雇用申込み義務は期限前の派遣取り止めを誘発する、画一的な労働時間の上限規制は脱法行為を誘発する、などの点を臆面もなく主張していることである。

法遵守や最低労働条件の確保という使用者責任をいっさい不問に付したまま「権利の強化」を否定する詭弁は、すべての働く者に対する重大な挑戦といわざるを得ない。

また同意見書は、「判例の集積をそのまま立法化すること」の問題を指摘し、「司法判断の集積たる判例が立法政策を拘束することは三権分立の原則に反する」とまで言い切っている。しかし、「当事者の合致した意思を最大限尊重」する原則では、合意さえすれば社会規範に反するものでも容認されるという事態を招きかねない。そもそも、労使が対等ではないという前提で労働立法が作られているという基本を忘れた議論に他ならない。

さらに同意見書は、労働政策審議会の「弊害」にも言及し、労使代表は決定権限も持たず「その背後にある組織のメッセンジャー」になっているとして、現行の政策決定のあり方を改め、「フェアな政策決定機関に委ねる」よう提起しているが、これは三者構成主義そのものの否定につながる主張といわざるを得ない。

同意見書は、すでに国会に上程されているパートタイム労働法にも言及し、政府の労働市場専門調査会が提起している「数値目標による就業率向上策」にも否定的見解を示すなど、無責任極まりない内容になっている。

この意見書で打ち出された内容が、心ある経営者や行政担当者たちの共感を呼ぶとはとても思えないが、今後の最終とりまとめにおいては、抜本的な見直しが行われ、良識ある方向が示されるべきである。

報告書の全文は下記サイトで

[http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/0521/item070521\\_01.pdf](http://www8.cao.go.jp/kisei-kaikaku/publication/2007/0521/item070521_01.pdf)